

# 「農」の機能発揮支援 アドバイザー派遣事業



令和7年度・制度要綱  
変更点の説明

# 本日の説明内容

①募集時期の区分

⑤自家用車利用

②1団体当たり回数

⑥宿泊費

③交通費の支給額

⑦謝金

④交通費の源泉徴収等

# ① 募集時期の区分

## 派遣枠数募集時期を区分

従前の区分			
枠	第1期 (5~9月)	第2期 (10~12月)	第3期 (1~3月)
申込時期	区分していない		
枠数	80件	80件	40件



枠	第1期 (5~9月)	第2期 (10~12月)	第3期 (1~3月)
申込時期	5月~	8月~	11月~
枠数	90件	80件	30件

※本スライドは、説明会開催時より一部を修正しています。

## ② 1団体当たり回数

### 原則2回

ただし、以下の場合には3回も可能

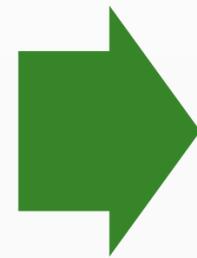
- ・1回をオンラインで行う場合
- ・学校授業等で3回行う必要があるとして、7月末日までセンターに申込み、認められた場合（センターが負担する謝金は各回20,000円）

3回



### ③ 交通費の支給額

片道50km又は  
1,000円以上の  
時、実費支給



片道50km又は1,000円以上  
の時、実費支給  
但し、往復交通費の上限を  
**25,000円とする。**

オーバーした費用について原則依頼者負担  
(連続して複数件実施する場合の上限は  
25,000円×件数)

## ④交通費の源泉徴収等

交通費を源泉徴収対象  
としていない

派遣費用請求時の領収書  
は原本添付



**交通費を源泉徴収対象と  
する**

**派遣費用請求時の領収書  
はコピーで可**

## ⑤ 自家用車利用

交通費支給せず



公共交通機関の利用が困難な場合で、事前にセンターに適正な経路距離（Googleマップ等で算定）を基に自家用車利用を申込み認められた場合は以下により支給

**経路距離(km) × @25円**

## ⑥ 宿泊費

派遣枠数募集時期を区分

原則支給せず

※やむを得ない場合で、事前にセンターに相談し認められた場合を除く



支給せず

※2日以上に跨って複数件実施する場合を除く

## ⑦謝金

業務時間が  
2 時間程度の場合は  
@25,000円  
1 時間程度の場合は  
@15,000円



派遣校数算集時期を区分  
**基本@25,000円**

但し、学校授業等で3回行う必要があると  
してセンターが認めた場合は、  
センターが負担：@20,000円  
依頼者負担（原則）：@5,000円